

三田市犬の登録管理システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市犬の登録管理システム更新業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 三田市犬の登録管理システム業務委託
- (2) 業務の目的 ハードウェアを含むシステム全体の更新及びデータの移行
- (3) 業務内容
別紙「三田市犬の登録管理システム更新業務仕様書」に示すとおりとする。
- (4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
 - ① 特例制度に参加した際の指定登録機関と市役所登録情報のスムーズな情報連携
 - ② 電子申請データ(CSV データ)のシステムへのデータ取り込み
 - ③ データ移行について
- (5) 履行期間 令和4年12月(上旬予定)～令和5年3月31日まで

2 予算

委託料の見積限度額は1,380,500円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。
※システム導入後の保守費用は含まない。

3 実施形式 「公募型」とする。

4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
参加表明書の提出期間(参加表明後の辞退可)	10月7日(金)～10月18日(火)
質疑受付期間	10月7日(金)～10月18日(火)
参加資格審査結果(選定・非選定)通知	10月21日(金)
技術提案書提出期限	11月10日(木)
プレゼンテーション	11月17日(木) 詳細別途通知
プロポーザル審査結果(特定・非特定)通知	プレゼンテーション後概ね1週間以内

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

【基本的要件】

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。

【その他要件】

(1) 基本的要件 (1) の規定に該当しない場合、以下の必要書類を提出することで、該当要件を満たすことができるものとする。

必要書類
商業登録履歴事項全部証明書
法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その 3 の 3） （滞納がないことが確認できること）
財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） （安定的な経営が見込まれること）
印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

6 参加申込の手続き

(1) 提出書類

様式名	様式	提出部数
① 参加表明書	様式 1	正本 1 部
② 会社概要・業務実績	様式 2	
③ 業務実施体制	様式 3	
④ 予定技術者の経歴等	様式 4	
⑤ 予定技術者の業務実績	様式 5	

(2) 留意事項

- ① 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- ② 記載した業務実績について、契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。また、配置予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ③ 配置予定技術者の資格証の写し及び雇用関係を確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- ④ 様式 4 及び 5 については、様式 3 「業務実施体制」に記載した配置予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限 令和 4 年 10 月 18 日（火） 17 時 00 分

(4) 提出方法 持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）

(4) 提出先 三田市まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式 6）により、持参、FAX、郵送、電子メールにて提出すること。

(2) 提出期限 令和 4 年 10 月 18 日（火） 17 時まで（必着）

(3) 提出先 三田市まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課

(4) 回答方法 令和 4 年 10 月 31 日（月） 17 時までに三田市ホームページの当該ページに掲載する。

(5) その他

① 質問に対する回答は参加表明書類の提出締切後に送付するため、質問書送付にあたっては、参加表明の手続きをすること。なお、質疑回答内容を受け取った後に参加を辞退することは可能。辞退する場合は辞退届を任意の様式で提出すること。

② 仕様書に対する確認事項や懸念事項、実現が困難な事項等は全て質問書にて確認を行うこと。

8 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

結果通知は、令和 4 年 10 月 21 日付け郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

9 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式名	様式	提出部数
① 技術提案書	様式 7	正本 1 部 審査用の複製 5 部 (合計 6 部)
② 実施方針・実施フロー・工程表・仕様書代替案提案書(仕様書の処理方法とは別方法をとる場合)	様式任意	
③ 特定テーマに対する技術提案	様式 8-1、8-2、8-3	
④ システム導入費用見積書、保守費用見積書	様式任意	

(2) 留意事項

① 文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

② 本要領「1 業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載

すること。記載にあたっては、1テーマ、A4判3枚までとすること。

③ 見積書には、仕様書、実施計画書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。等

(3) 提出期限 令和4年11月10日(木)17時00分

(4) 提出方法 持参(又は郵送)に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(5) 提出先 三田市まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課

10 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 開催日 令和4年11月17日(木)

(2) 場所 三田市本庁舎502会議室

(3) 開始時間 参加資格審査結果通知時に連絡する。

(4) 出席者 予定管理技術者を含め4人までとする。

(5) その他 プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは市において用意する。

11 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。(1)および(2)の基準は合算し評価を行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
		判断基準	
業務経歴等 (20点)	参加申込者 (企業)の専門技術力 (様式2、3)	H25年度以降(R4年を含めて過去10年間)に完了した実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務(自治体等へ導入)の実績がある(10点) ②上記以外(0点)	10点
	予定技術者の 経験及び能力 (様式4、5)	H30年度以降(R4年を含めて過去5年間)に完了した実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務(自治体等へ導入)の実績がある(10点) ②上記以外(0点)	10点

(2) 技術提案書を特定するための基準

※ (1) 技術提案書の提出者を選定するための基準（又はその一部）と合算し評価を行う。

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
基本事項 (35点)	実施方針・工程表・仕様書 代替案提案 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑に遂行できるか。 ・実施方針は妥当性が高いか。 ・導入スケジュールを踏まえた上で、実施手順、工程表が実現可能と考えられる計画になっているか。 ・仕様書の処理方法と別の方法をとる場合は、代替案提案書が作成できているか。 	25点
	使いやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・画面が視覚的に分かりやすいか。 ・操作性が高いか。 	10点
特定テーマに対する技術提案 (45点)	テーマ① 特例制度に参加した際の指定登録機関と市役所登録情報のスムーズな情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ・有益な提案があるか。また提案内容に説得力があり、要件実行の確実性が見込めるか。 	15点
	テーマ② 電子申請データのシステムへの取り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・有益な提案があるか。また提案内容に説得力があり、要件実行の確実性が見込めるか。 	15点
	テーマ③ 旧システムからのデータ移行について	<ul style="list-style-type: none"> ・有益な提案があるか。また提案内容に説得力があり、要件実行の確実性が見込めるか。 	15点
参考見積	参考見積の妥当性	保守費用（年額）が導入費用の1割程度と想定し、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない

なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ①「特定テーマ①」に対する技術提案の得点が高い者
- ②参考見積書の金額が低い者等

1.2 技術提案書審査・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して、令和4年11月22日付け書面により通知する。技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

1.3 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング（プレゼンテーション）に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。

- (4) 技術提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (5) 最低点(60点)未満であれば特定しない。
- (6) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (7) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることとの了解を得なければならない。
- (8) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面(様式任意)によりその旨届け出るものとする。
- (9) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (10) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (11) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上(三田市内に本社本店のある者については100分の3以上)の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (12) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

1.4 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課

TEL 079-559-5064

FAX 079-563-3359

E-mail: kankyo_u#city.sanda.lg.jp

(送付の際は#を@に変えて送付してください)